



ながぬま

令和7年11月号
岡警察署
沼駐在所
TEL 74-1506

廃棄物の不法焼却の禁止について！！

ゴミの不法焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反すると5年以下の懲役・1千万円以下の罰金を科されます！

ビニール等の家庭ゴミを自宅で燃やす行為は少量であっても違法です！

県や市でも監視を強化しています。
違法な焼却は、絶対にやめましょう。

迷惑な焼却行為の通報があった時点で行政指導の対象です。

11月9日から11月15日は火災予防週間に指定されています。

違法焼却から火災に発展する場合があります。

ゴミはゴミ捨て場に出しましょう。



交通ルールの厳守！！

朝夕の日の出日の入りが早まって来ました。

早め早めのライトの点灯をお願いします。16時には前照灯の点灯をお願いします。

(ライト4運動)
農道に置ける出合頭の交通事故が増加傾向です、一時停止は必ず停まって左右の安全を確認しましょう。

車に乗車する際は必ずシートベルトを着用しましょう。

どんなに近い場所であっても自分の命を守る物です、必ず着用して下さい。